

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月22日

【事業年度】 第78期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 日本山村硝子株式会社

【英訳名】 Nihon Yamamura Glass Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山村 幸治

【本店の所在の場所】 兵庫県西宮市浜松原町2番21号

【電話番号】 (0798) 32-2300 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務担当 平岩 基一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階  
(東部営業部)

【電話番号】 (03) 3349-7200 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務課長 瀬戸 邦秀

【縦覧に供する場所】 日本山村硝子株式会社 東部営業部  
(東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第78期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(5) 省略

(6) その他

①～④ 省略

⑤ 記載なし

（訂正後）

(1)～(5) 省略

(6) その他

①～④ 省略

⑤ 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、株主への利益還元を配当政策どおりに機動的に行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨を定款で定めております。